

通常業務再開のお知らせ

労連共済本部は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、4月8日より事務局体制を縮小し業務を継続しておりましたが、政府による緊急事態宣言の解除に伴い、6月1日（月）より通常業務を再開しております。

2020年6月1日
情報労連共済事業本部